

社援地発0329第8号
平成31年3月29日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、同法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして、生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の水道担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

については、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の運用における生活困窮者自立支援制度と水道事業の連携について下記のとおり通知するので、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。

また、厚生労働大臣認可水道事業者及び都道府県水道行政主管部局長宛には「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成31年3月29日付け薬生水発0329第1号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により別紙のとおり通知されているのでお知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげることが必要である。

水道事業については、事業者が料金の収納や検針で地域を巡回する場合や、料金の滞納等に関する相談に応じる場合に、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握することがあると考えられる。そのような者に対し、自立相談支援機関を紹介、案内することで、早期的な支援を行うことは、より効果的な自立の促進につながるものである。

厚生労働省においては、水道事業者と福祉部局との連携について、これまで、孤立死の未然防止の観点から、

- ・ 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成24年5月11日付け社援発0511第1号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成24年5月9日付け健水発0509第1号。厚生労働省健康局水道課長通知）

を発出し、連携の強化を要請してきたところである。引き続き、上記の通知の内容に留意いただくとともに、生活困窮者に対し法に基づく支援が早期に実施されるよう、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、連携のための関係構築に一層努めていただきたい。

具体的には、生活困窮者自立支援制度担当部局において、水道担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能と

なっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関と調整の上決定することとなるが、支援を必要とする生活困窮者の早期発見につなげるため、水道事業者等を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口にご相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。

また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実に繋げていくことが必要である。

実際に、自立相談支援機関の相談窓口生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い福祉事務所設置自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされた。

当該規定に基づき、福祉事務所設置自治体の水道担当部局が業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了解いただくとともに、水道担当部局に協力を促されたい。

また、福祉事務所を設置していない町村においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、福祉事務所未設置町村の水道担当部局に対し、都道府県が実施する自立相談支援事業等の利用を促すようお願いをしているので、都道府県の生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了解いただくとともに、都道府県の水道担当部局等を通じて、福祉事務所未設置町村の水道担当部局に協力を促されたい。

薬生水発0329第1号
平成31年3月29日

厚生労働大臣認可水道事業者
都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月より生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）が施行された。さらに、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、同法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況に応じて、相談支援を中核に、就労支援や家計面の支援等、自立に向けた包括的な支援を提供するものである。

厚生労働省においては、「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成24年5月9日付け健水発0509第1号。厚生労働省健康局水道課長通知）等を通じて、福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築を要請してきたところであるが、生活困窮者自立支援制度の運用に当たり、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について、下記のとおり通知するので、貴事業者におかれては、引き続き、上記の通知の内容に留意いただくとともに、法の趣旨や内容を理解いただき、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築に一層努めていただきたい。

また、各都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

さらに、各都道府県、指定都市及び中核市の生活困窮者自立支援制度主管部長宛には「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成31年3月29日付け社援地発0329第8号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により別紙のとおり通知されているのでお知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項

の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等

水道事業者については、これまでも、水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握した場合には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、生活困窮者自立支援制度担当部局をはじめとした福祉部局との連絡・連携体制を構築しているものと認識している。

このため、貴事業者におかれては、生活困窮者に対し法に基づく支援が早期に実施されるよう、法の趣旨や内容を理解いただき、引き続き、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、連絡・連携体制の構築に一層努めていただきたい。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うことが可能となっている。

この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定することとなるが、支援を必要とする生活困窮者の早期発見につなげるため、水道事業者に参画いただくことは重要だと考えられる。

このため、貴事業者におかれては、生活困窮者自立支援制度担当部局から支援会議への参画の依頼があった場合には、協力をお願いしたい。

2 生活困窮者に対する自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実に繋げていくことが必要である。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活

困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされた。

このため、地方公共団体である水道事業者におかれては、当該規定に基づき、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

また、福祉事務所を設置していない町村においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、福祉事務所未設置町村の水道部局におかれては、都道府県が設置する自立相談支援事業等の利用を促すようお願いしたい。